

自転車の危険行為

こんな運転をしていませんか？

ダメ！

絶対！

皆さんは、次の14項目の行為が道路交通法に規定された危険行為を知っていますか。道路交通法の改正により、今年6月から自転車で危険行為を3年以内に2回以上繰り返した運転者に有料の「自転車運転者講習」の受講が義務付けられました。交通事故の被害者や加害者にならないために、危険行為は絶対に行わないようにしましょう。

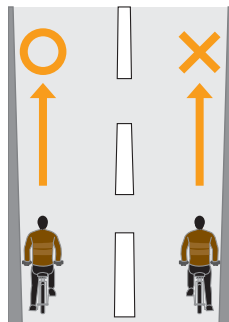
①安全運転義務違反

携帯電話やスマートフォンを使用しながらの運転、傘差し運転など他人に危害を及ぼすような方法で運転する

14項目の危険行為には、懲役、罰金または料金が課せられます



④信号無視



③車道の右側通行



②遮断踏切への立ち入り

- ⑤通行禁止道路の通行 歩行者専用道路などを通行する
- ⑥歩道での歩行者妨害 自転車の通行可の歩道を通行する際、歩行者に注意せず、徐行しない
- ⑦路側帯での歩行者妨害 自転車通行可の路側帯で、歩行者の通行を妨げる速度や方法で通行する
- ⑧優先道路の車の進行妨害 信号のない交差点で、優先道路を通行する車両の進行を妨害する
- ⑨右折時、直進車や左折車への通行妨害 交差点を右折するとき、直進・左折の車両などの進行を妨害する
- ⑩環状交差点通行車妨害 環状交差点内を通行する車両などの進行の妨害、環状交差点に入るときに徐行しない
- ⑪一時不停止 標識を無視し、一時停止せずに交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両などの進行を妨害したりする
- ⑫歩道での無軌道な通行 自転車通行可の歩道を通行する際、車道寄りの部分や「普通自転車通行指定部分」を徐行しない
- ⑬ブレーキ不備の自転車の運転 基準に適合するブレーキ装置が付いていない。または、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する
- ⑭酒酔い運転

問▼市民安全課

(☎71)2219